

京都市告示第1号

京都市大学のまち交流センター条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで京都市大学のまち交流センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人大学コンソーシアム京都	京都市下京区西洞院 通塩小路下る東塩小路町939番地	<ol style="list-style-type: none">1 京都市大学のまち交流センター条例（以下「条例」という。）第4条の規定による使用許可に関すること。2 条例第9条第1項の規定により使用者が特別な設備をしようとするときの許可に関すること。3 条例第11条の規定による、現状回復の検査に関すること。4 京都市大学のまち交流センター（以下「センター」という。）を設置目的に従った利用に供すること。5 センターの施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。6 前各号に掲げるもののほか、セ

		ンターの管理等に関し、市長が必要と認める事項
--	--	------------------------

(総合企画局プロジェクト推進室)